

法務省民商第 816 号  
平成 23 年 4 月 1 日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

破産手続開始の登記がされた会社その他の法人の破産手続開始の決定当時の  
代表者に係る代表者事項証明書又は印鑑の証明書の交付について（通知）

標記の件について、別紙 1 のとおり東京法務局民事行政部長から照会があり、別紙 2 とお  
り回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、昭和 45 年 7 月 20 日付け民事甲第 3024 号民事局長回答及び平成 5 年 12 月 2  
7 日付け民四第 7784 号民事局第四課長依命通知のうち、本件回答に抵触する部分は、本件回  
答によって変更されたものとして了知願います。

【別紙 1】

1 法登 1 第 106 号  
平成 23 年 2 月 25 日

法務省民事局商事課長 殿

東京法務局民事行政部長

破産手続開始の登記がされた会社その他の法人の破産手続開始の決定当時の  
代表者に係る代表者事項証明書又は印鑑の証明書の交付について（照会）

破産手続開始の登記がされた会社の破産手続開始の決定当時の代表者は、「破産手続開始  
によりその地位を当然には失わず、会社の組織に係る行為等についてはその権限を行使し得  
ると解するのが相当である」との最高裁判所の判決（平成 21 年 4 月 17 日最高裁判所第二  
小法廷判決・裁判集（民事）第 230 号 395 頁）がされたことから、当該代表者（会社以  
外の法人の代表者を含む。）に係る代表者事項証明書又は印鑑の証明書の請求があった場合  
には、破産手続開始の登記がある旨を付記した上、これらを交付して差し支えないと考えま  
すが、いささか疑義がありますので、照会します。

【別紙 2】

法務省民商第 815 号  
平成 23 年 4 月 1 日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

破産手続開始の登記がされた会社その他の法人の破産手続開始の決定当時の  
代表者に係る代表者事項証明書又は印鑑の証明書の交付について（回答）

本年 2 月 25 日付け 1 法登 1 第 106 号をもって照会のありました標記の件については、  
貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

平成 23 年 8 月 8 日 司法書士武田事務所／京都